

○さいたま市みどりの条例施行規則

平成 13 年 5 月 1 日

規則第 205 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、さいたま市みどりの条例(平成 13 年さいたま市条例第 248 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(緑地の指定規模)

第 2 条 条例第 6 条第 1 項の規則で定める規模は、自然緑地の指定をしようとする緑地にあつては 1,000 平方メートルとし、保存緑地の指定をしようとする緑地にあつては 500 平方メートルとする。

2 条例第 6 条第 2 項の規則で定める規模は、5,000 平方メートルとする。

(所有者等の同意)

第 3 条 条例第 6 条第 4 項に規定する所有者等の同意は、緑地指定同意書(様式第 1 号)により行わなければならない。

(告示及び通知)

第 4 条 条例第 8 条(条例第 16 条において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による告示は、指定区域の位置及び形状を明らかにした図面を添付し、次に掲げる事項について行わなければならない。

- (1) 名称
- (2) 指定番号及び指定年月日
- (3) 所在地
- (4) 指定の区域面積
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 条例第 8 条の規定による通知は、緑地指定(変更・解除)通知書(様式第 2 号)により行わなければならない。

3 第 1 項各号に掲げる事項は、条例第 9 条の規定による指定緑地である旨の明示について準用する。

(行為の協議)

第 5 条 条例第 13 条第 1 項の規定による協議は、指定緑地内の行為に係る協議書(様式第 3 号)により行わなければならない。

(所有者変更等の協議)

第 6 条 条例第 13 条第 3 項の規定による協議は、指定緑地所有者変更等協議書(様式第 4 号)により行わなければならない。

(状況の届出)

第 7 条 条例第 13 条第 4 項の規定による届出は、指定緑地状況届出書(様式第 5 号)により行わなければならない。

(買取りの請求)

第 8 条 条例第 15 条第 1 項の規定による請求は、指定緑地買取請求書(様式第 6 号)により行わなければならない。

(緑化すべき敷地の規模)

第 9 条 条例第 18 条第 3 号の規則で定める規模は、500 平方メートル(敷地を拡張する場合においては、増加する面積を加えた後の面積が 500 平方メートル以上となる場合を含み、敷地を縮小する場合においては、減少する面積を除いた後の面積が 500 平方メートル未満となる場合を除く。)とする。

(一部改正〔平成 17 年規則 134 号〕)

(緑化に関する協議の適用除外)

第 10 条 条例第 19 条第 1 項の規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。

- (1) 条例第 18 条第 2 号又は第 3 号に規定する建築物の建築で、当該建築物の建築が同条第 1 号に規定する開発行為の目的であり、かつ、当該開発行為をしようとするときに市長と条例第 19 条第 1 項の規定による協議をしたもの
- (2) 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 85 条第 5 項に規定する仮設興行場等の建築
- (3) 工場立地法(昭和 34 年法律第 24 号)第 6 条第 1 項の規定による届出を要する建築物の建築(当該建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為を含む。次号から第 9 号までにおいて同じ。)
- (4) 都市緑地法(昭和 48 年法律第 72 号)第 34 条第 1 項に規定する緑化地域における建築物の建築
- (5) 危険物の規制に関する政令(昭和 34 年政令第 306 号)第 3 条第 1 号に規定する給油取扱所の建築
- (6) 液化石油ガス保安規則(昭和 41 年通商産業省令第 52 号)第 2 条第 1 項第 20 号に規定する液化石油ガススタンドの建築
- (7) 一般高圧ガス保安規則(昭和 41 年通商産業省令第 53 号)第 2 条第 1 項第 23 号に規定する圧縮天然ガススタンドの建築
- (8) 一般高圧ガス保安規則第 2 条第 1 項第 24 号に規定する液化天然ガススタンドの建築
- (9) 一般高圧ガス保安規則第 2 条第 1 項第 25 号に規定する圧縮水素スタンドの建築
- (10) 敷地の拡張を伴わない建築物の増築又は改築(当該建築物の増築又は改築の用に供する目的で行う開発行為を含む。)であって、当該行為に係る建築面積の合計が、増築又は改築前の建築物の建築面積の 5 分の 1 以内であるもの
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に認める開発行為又は建築物の建築

(追加〔平成 20 年規則 9 号〕) (一部改正〔平成 31 年規則 3 号〕)

(緑化に関する協議)

第 11 条 条例第 19 条第 1 項の規定による協議は、緑化推進協議書(様式第 7 号)により行わなければならない。

2 緑化推進協議書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 緑化する敷地の位置及び区域を示した案内図
- (2) 緑化に係る平面図(縮尺 500 分の 1 以上のもの)
- (3) 緑化に係る立面図及び断面図(縮尺 500 分の 1 以上のもの)
- (4) 緑化する面積に係る求積図(縮尺 500 分の 1 以上のもの)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

(追加〔平成 20 年規則 9 号〕)

(変更の協議)

第 12 条 条例第 19 条第 3 項の規定による協議は、緑化推進変更協議書(様式第 8 号)により行わなければならない。

2 緑化推進変更協議書には、前条第 2 項各号に掲げる図書で緑化の内容の変更に係るものを添付しなければならない。

(追加〔平成 20 年規則 9 号〕)

(協議結果の通知)

第 13 条 条例第 19 条第 4 項の規定による通知は、協議結果通知書(様式第 9 号)により行わなければならない。

(追加〔平成 20 年規則 9 号〕)

(完了の報告)

第 14 条 条例第 20 条第 1 項の規定による報告は、緑化推進工事完了報告書(様式第 10 号)により行わなければならない。

2 緑化推進工事完了報告書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 緑化した敷地の位置及び区域を示した案内図
- (2) 完了した緑化に係る平面図(縮尺 500 分の 1 以上のもの)
- (3) 完了した緑化に係る立面図及び断面図(縮尺 500 分の 1 以上のもの)
- (4) 緑化した面積に係る求積図(縮尺 500 分の 1 以上のもの)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

(追加〔平成 20 年規則 9 号〕)

(検査結果の通知)

第 15 条 条例第 20 条第 3 項の規定による通知は、検査結果通知書(様式第 11 号)により行わなければならない。

(追加〔平成 20 年規則 9 号〕)

(身分証明書)

第 16 条 条例第 20 条第 5 項の身分を示す証明書は、身分証明書(様式第 12 号)とする。
(追加〔平成 20 年規則 9 号〕)

(その他)

第 17 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。
(一部改正〔平成 20 年規則 9 号〕)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 13 年 5 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の浦和市環境保全条例施行規則(昭和 49 年浦和市規則第 31 号)、大宮市みどりの条例施行規則(平成 3 年大宮市規則第 31 号)又は与野市花と緑の条例施行規則(平成 9 年与野市規則第 36 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 17 年 7 月 8 日規則第 134 号)

この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。ただし、様式第 6 号備考第 2 項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 27 日規則第 9 号)

この規則は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 7 月 17 日規則第 83 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 1 日規則第 3 号)

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

この規則による改正後のさいたま市みどりの条例施行規則第 10 条の規定は、この規則の施行の日以後に開始する緑化に関する協議について適用し、同日前に開始した緑化に関する協議については、なお従前の例による。

様式 略